

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における数量を次のように変更したので、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

山口県知事 村岡 嗣政

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に定める数量を、次のとおり変更する。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

変更後	(変更前)
103.2 トン	(138.6 トン)

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	変更後	(変更前)
山口県くろまぐろ(小型魚)日本海定置漁業	23.4 トン	(23.4 トン)
山口県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業	79.7 トン	(115.1 トン)

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

変更後	(変更前)
108.3 トン	(56.3 トン)

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	変更後	(変更前)
山口県くろまぐろ（大型魚）漁業	108.2 トン	(56.2 トン)